

災害の発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定

大規模地震等の災害による交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。以下同じ。）のオリエンタルホテル東京ベイの受入等の協力に関し、浦安市（以下「甲」という。）と、株式会社ホテルマネジメントジャパン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害の発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時受入場所として提供すること。

（2）帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。

（3）帰宅困難者に対し、知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。

（4）帰宅困難者に対し、備蓄物資等を提供又は配布すること。

（5）帰宅困難者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。

（6）その他乙が帰宅困難者への支援等に関して甲に協力できる事項

（要請期間及び要請方法）

第4条 前条の規定による協力の要請期間は、災害の発生から帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで（最大3日間程度）とする。ただし、要請期間を満たすことが困難な場合には、甲乙協議の上、期間を定めるものとする。

2 本協定に基づく要請は、協力を要請する理由、要請内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、口頭で乙に要請することができる。

3 前項ただし書きの場合においては、甲は乙に対し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（帰宅困難者の退去）

第5条 甲は、前条の規定による帰宅困難者の受入が終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し帰宅困難者の退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該帰宅困難者の事情を斟酌するものとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。

（費用負担）

第6条 乙の第3条の規定による協力で費用を要した場合は、甲が補填するものとする。

（損害補償）

第7条 第3条各号に掲げる協力に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、その損害に対する補償は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年条例第1号）の例に準じて行うものとする。

2 乙が第3条各号の協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害時の情報共有)

第8条 甲及び乙は、第4条に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第3条各号に掲げる事項への協力中に知り得た帰宅困難者の個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第4条に定める要請期間が満了した場合も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、甲の協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡担当者に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、平成27年4月28日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月28日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎秀樹

乙 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号恵比寿ネオナート
株式会社ホテルマネジメントジャパン
代表取締役 東 俊三